

(仮称)いわき市中小企業・小規模企業振興条例(素案)

- 1 前文
- 2 第1章 総則
 - (1) 目的
 - (2) 定義
 - (3) 基本理念
 - (4) 市の責務
 - (5) 中小企業・小規模企業の努力
 - (6) 中小企業団体の役割
 - (7) 大企業の役割
 - (8) 教育機関の役割
 - (9) 金融機関の役割
 - (10) 市民の協力
- 3 第2章 中小企業・小規模企業の振興に関する施策方針
 - (1) 施策の基本方針
 - (2) 人材の育成・確保
 - (3) 経営基盤等の強化
 - (4) 事業活動の拡大
 - (5) 産業の新陳代謝の促進
 - (6) 東日本大震災からの復興再生
- 4 第3章 施策を推進するための措置
 - (1) 中小企業・小規模企業振興会議
 - (2) 財政上の措置

1 前文

いわき市の歴史的背景や中小企業・小規模企業が果たしてきた役割を振り返るとともに、現状や課題を認識し、条例を制定する趣旨を明らかにする。

【条文(案)】

いわき地域は明治以降、常磐炭田を基盤に、産炭地域として発展してきたが、昭和30年代から急速に進展したエネルギー革命により、石炭産業の斜陽化という転換期を迎えるに至った。そのような時代を背景に、新産業都市の指定とともに、昭和41年、14市町村の対等合併によりいわき市は誕生した。本市が誕生した昭和41年は、市内の炭鉱会社がまさに生き残りを賭け、観光産業への転身に踏み出した年であり、いわき市自体も産業構造の転換を図るため、厳しい道のりを歩まなければならなかった。

合併後は、重要港湾小名浜港、常磐自動車道などの高速交通網や好間中核工業団地などの産業基盤の整備、積極的な工場誘致が功を奏し、石炭産業から、電気、化学産業等を中心とする製造業への転換に成功した。これにより、平成7年には製造品出荷額等が東北地方第一を誇る、東北有数の工業都市に成長し、全国の産炭地域が軒並み衰退する中、産業構造の転換により復活を遂げた稀有な地域となった。

この間、本市の大部分を占める中小企業・小規模企業は、石炭産業の斜陽化や石油ショック、金融危機といった数々の激動の波を乗り越えながら、一貫して本市のものづくり産業や経済・雇用を支える重要な役割を担い、本市発展の原動力となってきた。

しかしながら、現在、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、少子高齢化の進展及び就業構造の変化等により、日本全体で厳しさを増してきている。

さらに、本市においては、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響による風評被害などが、その厳しさを更に過酷なものとしている。そのため、中小企業・小規模企業の振興は、本市が震災からの復興再生を果たす上でも、重要な政策課題となっている。

本条例では、本市経済の中心である中小企業・小規模企業の創意工夫と自主的な努力を基本としつつ、市、市内企業、中小企業団体、教育機関、金融機関及び市民が一体となり、中小企業・小規模企業の発展を促進させるという基本的な考え方を明らかにする。また、この考え方に基づき、本市経済の活性化に寄与するよう、必要な施策を総合的に推進するための方針を、本条例において制定する。

【懇談会の意見】

- いわき市は産炭地で復活した唯一のケースである。
- 人材の育成・確保は重要な課題である。
- 中小企業・小規模企業が希望を持てるメッセージを条例に盛り込むことが必要である。

【市内経済団体からの意見】

- 市内企業は人口減少などの社会的情勢の変化によって疲弊している。
- 業種によって捉え方は違うが、復興需要は落ち着きを見せ始めている。
- 復興後を見据えた5～10年先のビジョンの構築・創造が必要である。
- 風評被害が依然続いており、特に「食」関連業種や観光産業への影響が大きい。
- 建設業などを中心に人手不足が深刻であり、人件費上昇や資材高騰などが経営圧迫の要因となっている。
- 事業所の事業承継が課題となっている。

2 第1章 総則 (1)目的

条例制定の目的について説明する。

【条文(案)】

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本市において果たす役割の重要性に鑑み、市の責務、中小企業・小規模企業の努力等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【懇談会の意見】

- 条例が中小企業を勇気づけるメッセージになればいい。
- 中小企業に光が当たるきっかけになるといい。

【市内経済団体からの意見】

- 中小企業・小規模企業自らが自助努力することの重要性を認識すること。
- 条例制定は決意表明（各団体の意識を変えていくもの）
- 市民等に中小企業振興の重要性を理解してもらおう根本的・合理的根拠になる。

2 第1章 総則 (2)定義

条例において用いる用語を定義し、共通に理解を持って条例の解釈ができるよう整理する。

【条文(案)】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。（ただし、次号に規定する小規模企業を除く。）

(2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定するもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 中小企業団体 商工会議所、商工会、その他の中小企業・小規模企業の振興を図ることを目的とする団体をいう。

(4) 大企業 中小企業、小規模企業以外の企業で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(5) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。

(6) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合、その他の金融業を行うもの及び信用保証協会をいう。

○ 中小企業基本法における中小企業の定義

業種分類	資本金の額又は出資の総額		常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下の会社	又は	300人以下の会社及び個人
卸売業	1億円以下の会社		100人以下の会社及び個人
小売業	5千万円以下の会社		50人以下の会社及び個人
サービス業	5千万円以下の会社		100人以下の会社及び個人

○ 中小企業基本法における小規模企業の定義

業種分類	従業員の数
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

○ 中小企業団体

法定されている経済団体に加えて「その他の中小企業・小規模企業者の振興を行う団体」として、産業支援機関などを含めます。

※福島県中小企業振興基本条例では、「中小企業団体」と定義しています。

<参考>他市の定義

中小企業支援団体、地域経済団体、経済団体、
中小企業関係団体、中小企業振興団体。

○ 金融機関

金融庁より、免許・許可・登録等を受けている業者。

2 第1章 総則 (3)基本理念

「中小企業基本法」、「中小企業憲章」、「小規模企業振興基本法」や「小規模支援法」の基本理念を踏まえ、本市の中小企業・小規模企業の振興を図る上での基本的な考え方を明示する。

【条文(案)】

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が創意工夫を活かして経営向上を図るための事業活動に自主的に努めるとともに、市、中小企業団体、大企業、教育機関、金融機関及び市民のそれぞれが本市経済の活性化の役割を担うべき主体となり、一丸となって取り組むことを基本とする。

2 中小企業・小規模企業の振興は、東日本大震災による被害及び影響を克服するため、不断の取組により推進するものとする。

【中小企業基本法(抜粋)】

○ 中小企業の自主的な努力が助長されることを旨とし、創意工夫を活かして経営向上を図るための事業活動を行い、新たな産業を創出し、就業機会を増大させるなど、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する。

【中小企業憲章(抜粋)】

○ 中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統芸能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

【小規模企業振興基本法(抜粋)】

○ 小規模企業が、多様な主体との連携及び協働を推進することにより、その事業の持続的な発展が図られることを旨とし、企業が意欲を持って努力と創意工夫を重ねることが重要であり、中小企業はその大いなる担い手である。

【小規模支援法(抜粋)】

○ 商工会及び商工会議所がその機能を活用して、小規模事業者の経営の改善発展を支援するための措置を講ずることにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 第1章 総則 (4)市の責務

中小企業・小規模企業の振興を図るためには、中小企業・小規模企業や市・関係団体等が一体となって取組みを行う必要があるため、市の責務について明示する。

【条文(案)】

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、中小企業・小規模企業、中小企業団体、大企業、教育機関及び金融機関との連携及び協力の促進に努めるものとする。

【懇談会の意見】

○ 特になし。

【市内経済団体からの意見】

- 市と中小企業の関係だけではなく、他の機関等も連携できる体制が必要。
- 産学官のネットワークが重要。

2 第1章 総則 (5)中小企業・小規模企業の努力

中小企業・小規模企業の振興を図るためには、中小企業・小規模企業や市・関係団体等が一体となって取り組みを行う必要があるため、中小企業・小規模企業の努力について明示する。

【条文(案)】

(中小企業・小規模企業の努力)

第5条 中小企業・小規模企業は、社会経済情勢の変化に対応して、経営基盤の強化、経営の革新及び就業機会の増大などに自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、その事業活動を通じて、本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、多様な人材の雇用や育成に関する取組、子育て支援及び仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する取組を実施するとともに、就労しやすい環境の整備に努めるものとする。

4 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員として、文化・スポーツ活動への協力、災害活動への支援など、地域社会への貢献に努めるものとする。

【懇談会の意見】

- 中小企業が経営革新に取り組み、大卒者の地元就職の受け皿として機能することが必要となってきている。
- 中小企業が優秀な人材を確保するためには、若者がやりたいと思える事業スタイルに変えていくことも必要。

【市内経済団体からの意見】

- 中小企業は「経済的」な役割のみではなく、「歴史的」「社会的」「文化的」な役割でも地域を支えている。
- 中小企業の経営者が自らのビジョンを持ち、自助努力することが基本となる。

2 第1章 総則 (6)中小企業団体の役割

中小企業・小規模企業の振興を図るためには、中小企業・小規模企業や市・関係団体等が一体となって取組みを行う必要があるため、中小企業団体の役割について明示する。

【条文(案)】

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上のための支援に積極的に取り組むことにより、中小企業・小規模企業の経営基盤の充実を図るとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策と連携して取り組むよう努めるものとする。

【懇談会の意見】

○ 特になし。

【市内経済団体からの意見】

○ 小規模企業振興基本法、小規模支援法を踏まえて整理すべき。

※小規模支援法（抜粋）

商工会及び商工会議所がその機能を活用して、小規模事業者の経営の改善発展を支援するための措置を講ずることにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、持って国民経済の健全な発展に寄与する。

2 第1章 総則 (7)大企業の役割

中小企業・小規模企業の振興を図るためには、中小企業・小規模企業や市・関係団体等が一体となって取組みを行う必要があるため、大企業の役割について明示する。

【条文(案)】

(大企業の役割)

第7条 大企業は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、自らの事業活動を行うにあたっては、中小企業・小規模企業との連携を図り、その育成及び支援に努めるものとする。

【懇談会の意見】

- 大企業が中小企業の人材育成に対して協力体制を整備できると良いのではないか。

【市内経済団体からの意見】

- 特になし。

2 第1章 総則 (8)教育機関の役割

中小企業・小規模企業の振興を図るためには、中小企業・小規模企業や市・関係団体等が一体となって取組みを行う必要があるため、教育機関の役割について明示する。

【条文(案)】

(教育機関の役割)

第8条 教育機関は、中小企業・小規模企業が取り組む事業活動に協力し、産学連携の促進を図るとともに、職場体験活動等を通して、勤労観・職業観を育てるなどキャリア教育を推進し、地域の次世代を担う人材の育成に努めるものとする。

【懇談会の意見】

○ 特になし。

【市内経済団体からの意見】

○ 大学等の役割は重要であるため、もっと主体的に企業と連携を図ることが必要。

2 第1章 総則 (9)金融機関の役割

中小企業・小規模企業の振興を図るためには、中小企業・小規模企業や市・関係団体等が一体となって取組みを行う必要があるため、金融機関の役割について明示する。

【条文(案)】

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、事業活動を行うにあたっては、中小企業・小規模企業の経営改善を支援するよう努めるものとする。

【懇談会の意見】

○ 特になし。

【市内経済団体からの意見】

○ 企業の目利きができる金融機関となり、中小企業育成の意識を持つべき。

2 第1章 総則 (10)市民の協力

中小企業・小規模企業の振興を図るためには、中小企業・小規模企業や市・関係団体等が一体となって取組みを行う必要があるため、市民の協力について明示する。

【条文(案)】

(市民の協力)

第10条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が本市経済の活性化、雇用の創出及び市民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、市内産品等の利用及びその他の活動を通して、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

【懇談会の意見】

○ 特になし。

【市内経済団体からの意見】

○ 市民には、地元中小企業の魅力を正しく理解してほしい。

3 第2章 中小企業・小規模企業の振興に関する施策方針

(1) 施策の基本方針

具体の施策ではなく、行政が今後取り組む中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な方針を明示することで、中小企業・小規模企業者支援の方向性を示す。

【条文(案)】

(施策の基本方針)

第11条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施にあたっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 人材の育成及び確保
- (2) 経営基盤の強化及び事業活動の拡大並びに産業の新陳代謝の促進
- (3) 東日本大震災からの復興再生

2 市は、施策を効果的に実施するため、必要な調査及び情報収集、さらには情報発信を行うものとする。

3 市は、施策を講ずるにあたっては、小規模企業が地域の特性を生かした事業活動を行い、就業機会を提供するなど、地域における経済の安定に寄与していることに鑑み、小規模企業が円滑かつ着実な事業の運営を確保することができるよう必要な配慮をするものとする。

【懇談会の意見】

- 労働需給のミスマッチの解消に向けた施策が必要である。

【市内経済団体からの意見】

- 選択と集中により、やる気のある企業を支援すべき。
- 創業者の支援体制を構築する必要がある。
- 産業の新陳代謝を促す体制づくり（起業家と後継者を育成する施策展開）を進める必要がある。
- 地元高校や大学生の雇用の受け皿となる魅力ある中小企業の育成支援が必要である。
- 優秀な人材育成につながる高等教育機関を集積すべき。
- 中小企業の「実態調査」や「地域分析」などを定期的実施する必要がある。

3 第2章 中小企業・小規模企業の振興に関する施策方針 (2)人材の育成・確保

具体の施策ではなく、行政が今後取り組む中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な方針を明示することで、中小企業・小規模企業者支援の方向性を示す。

【条文(案)】

(人材の育成・確保)

第12条 市は、中小企業・小規模企業の人材の育成・確保のための環境の整備を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講じるものとする。

- (1) 次代を担う若者が「ふるさといわき」へ誇りを持ち、いわきへ定着するよう、雇用の確保を推進するとともに、人材の育成に関する取組を推進する。
- (2) 女性が能力を十分に発揮することができるよう、女性に対する就業機会の提供を推進するとともに、女性の活躍が促進される取組を支援する。
- (3) 高齢者及び障がい者など、多様な人材がその能力を発揮するため、多様な働き方を提供する取組を支援する。
- (4) 優秀な人材の確保・定着を図るためには、職場環境の一層の改善が重要となっていることに鑑み、子育て支援及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する取組を推進する。
- (5) 中小企業団体、教育機関との連携及び協力の下、従業員の職業能力開発並びに技術及び技能の継承に関する取組を推進する。

【懇談会の意見】

- 労働需給のミスマッチの解消に向けた施策が必要である。

【市内経済団体からの意見】

- 地元高校や大学生の雇用の受け皿となる魅力ある中小企業の育成支援が必要である。
- 優秀な人材育成につながる高等教育機関を集積すべき。

3 第2章 中小企業・小規模企業の振興に関する施策方針 (3)経営基盤等の強化

具体の施策ではなく、行政が今後取り組む中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な方針を明示することで、中小企業・小規模企業者支援の方向性を示す。

【条文(案)】

(経営基盤等の強化)

第13条 市は、中小企業・小規模企業の経営基盤の強化を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業団体が実施する経営に関する相談及び指導の充実に関する取組を支援する。
- (2) 金融機関との連携及び協力の下、中小企業・小規模企業における円滑な資金調達を支援する。

【懇談会の意見】

- 特になし。

【庁内検討会議の意見】

- 特になし。

【市内経済団体からの意見】

- 選択と集中により、やる気のある企業を支援すべき。

3 第2章 中小企業・小規模企業の振興に関する施策方針

(4)事業活動の拡大

具体の施策ではなく、行政が今後取り組む中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な方針を明示することで、中小企業・小規模企業者支援の方向性を示す。

【条文(案)】

(事業活動の拡大)

第14条 市は、中小企業・小規模企業の事業の拡大を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等にあたって、中小企業・小規模企業の受注の機会の増大を図るように努める。
- (2) 中小企業団体との連携及び協力の下、中小企業・小規模企業の取引・販路の拡大、農商工連携、新たな分野への進出等に対する取組を支援する。
- (3) 市内の大企業と中小企業・小規模企業との間の取引、中小企業・小規模企業相互間の取引の拡大に向けた取組を推進する。

【懇談会の意見】

- 特になし。

【市内経済団体からの意見】

- 選択と集中により、やる気のある企業を支援すべき。

3 第2章 中小企業・小規模企業の振興に関する施策方針 (5)産業の新陳代謝の促進

具体の施策ではなく、行政が今後取り組む中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な方針を明示することで、中小企業・小規模企業者支援の方向性を示す。

【条文(案)】

(産業の新陳代謝の促進)

第15条 市は、中小企業・小規模企業の産業活動における新陳代謝を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業団体との連携及び協力の下、創業及び第二創業に関する取組を支援する。
- (2) 中小企業団体が実施する廃業支援、事業再生及び事業承継に関する取組を支援する。

【懇談会の意見】

- 特になし。

【市内経済団体からの意見】

- 創業者の支援体制を構築する必要がある。
- 産業の新陳代謝を促す体制づくり（起業家と後継者を育成する施策展開）を進める必要がある。

3 第2章 中小企業・小規模企業の振興に関する施策方針 (6)東日本大震災からの復興再生

具体の施策ではなく、行政が今後取り組む中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な方針を明示することで、中小企業・小規模企業者支援の方向性を示す。

【条文(案)】

(東日本大震災からの復興再生)

第16条 市は、東日本大震災からの復興再生に向け、国及び県と連携を図りながら、次に掲げる施策その他必要な施策を重点的に講ずるものとする。

- (1) 被災した中小企業・小規模企業の事業継続及び業績の回復のため、産業インフラの整備並びに企業による施設等の復旧及び整備を促進する。
- (2) 観光、農林水産業、製造業等における風評払拭のための対策を推進する。
- (3) 原子力発電に依存しない社会を目指し、再生可能エネルギーを核とした産業振興を図る。
- (4) 東日本大震災からの復興再生に関連する産業の集積を図る。

【懇談会の意見】

- 特になし。

【市内経済団体からの意見】

- 特になし。

4 第3章 施策を推進するための措置

(1) 中小企業・小規模企業振興会議

中小企業・小規模企業、市、関係団体等が一体となって、中小企業・小規模企業の振興に取り組んでいくための体制を示す。

【条文(案)】

(中小企業・小規模企業振興会議)

第17条 中小企業・小規模企業の振興に関し、次の事項について協議するため、いわき市中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

- (1) 市内の中小企業・小規模企業に関する状況
 - (2) 中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況
 - (3) 中小企業・小規模企業の振興に関する施策の方針
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 市は、振興会議の意見を参考にし、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するものとする。
- 3 振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【懇談会の意見】

- 中小企業や関係団体が一丸となって、大企業との知名度等のギャップを埋めるような体制がとれると良い。

【市内経済団体からの意見】

- 行政、中小企業・小規模企業団体、市民等で構成する「産業振興会議」を設置すべき。

4 第3章 施策を推進するための措置

(2)財政上の措置

財政上の措置をすることで、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実現可能とする。

【条文(案)】

(財政上の措置)

第18条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【懇談会の意見】

○ 特になし。

【市内経済団体からの意見】

○ 特になし。